

令和 5 年 6 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 6 0 号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例-----	1
・議案第 6 1 号	大東市市税条例	
	(1) 令和 5 年 7 月 1 日施行分-----	3
	(2) 令和 6 年 1 月 1 日施行分-----	3
	(3) 令和 7 年 1 月 1 日施行分-----	1 5
・議案第 6 2 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例-----	1 9
・議案第 6 3 号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例-----	3 9
・議案第 6 4 号	大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人 員、設備及び運営に関する基準を定める条例-----	4 1

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例 新旧対照表

新
第 1 条 （略） （定員等） 第 2 条 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づく団員の定員は <u>3 9 0 名</u> とし、団員の区分は次に掲げるとおりとする。 （1） ～ （2） （略） 2 ～ 3 （略） 第 3 条 ～ 第 1 2 条 （略）

主要改正点

- ・ 非常勤の消防団員の定員を変更したこと。

旧
第 1 条 （略） （定員等） 第 2 条 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 9 条第 2 項の規定に基づく団員の定員は <u>4 0 5 名</u> とし、団員の区分は次に掲げるとおりとする。 （1） ～ （2） （略） 2 ～ 3 （略） 第 3 条 ～ 第 1 2 条 （略）

大東市市税条例 新旧対照表

新
(令和 5 年 7 月 1 日施行分)
第 1 条 ～ 第 8 1 条の 8 (略) (種別割の税率)
第 8 2 条 (略)
(1) (略)
ア ～ ウ (略)
エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0. 5 メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0. 5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号)第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が 0. 0 2 リットルを超えるもの又は定格出力が 0. 2 5 キロワットを超えるもの 年額 3, 7 0 0 円
(2) ～ (3) (略)
第 8 3 条 ～ 第 1 4 5 条 (略)
(令和 6 年 1 月 1 日施行分)
第 1 条 ～ 第 3 4 条の 8 (略) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第 3 4 条の 9 (略)
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除す

主要改正点

- ・特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分を定めたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 8 1 条の 8 (略) (種別割の税率)
第 8 2 条 (略)
(1) (略)
ア ～ ウ (略)
エ 3 輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0. 5 メートル以下であるもの<u>及び側面</u>が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0. 5 メートル以下の 3 輪のものを除く。)で、総排気量が 0. 0 2 リットルを超えるもの又は定格出力が 0. 2 5 キロワットを超えるもの 年額 3, 7 0 0 円
(2) ～ (3) (略)
第 8 3 条 ～ 第 1 4 5 条 (略)
第 1 条 ～ 第 3 4 条の 8 (略) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第 3 4 条の 9 (略)
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除す

新

ることができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 (略)

第35条 ～ 第37条 (略)
(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条 ～ 第40条 (略)
(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

第42条 ～ 第43条 (略)
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を

旧

ることができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第35条 ～ 第37条 (略)
(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

第39条 ～ 第40条 (略)
(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

第42条 ～ 第43条 (略)
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者

新

除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) ～ (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第３６条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月３０日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第１８３条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の１０日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月３０日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の

旧

を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1) ～ (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第３６条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月３０日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第１８３条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の１０日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月３０日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別

新

方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- ６ 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から１２月３１日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月３０日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月３１日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

第４５条 ～ 第４６条の５ （略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第４７条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- ２ 法第３２１条の６第１項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未

旧

徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- ６ 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から１２月３１日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月３０日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月３１日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

第４５条 ～ 第４６条の５ （略）

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第４７条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- ２ 法第３２１条の６第１項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未

新

納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

（1） （略）

（2） 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第 47 条の 3 ～ 第 47 条の 5 （略）

旧

未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

（1） （略）

（2） 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第 47 条の 3 ～ 第 47 条の 5 （略）

新

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第４７条の６ 法第３２１条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

２ 法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第４８条 ～ 第１４５条 （略）

附 則

第１条 ～ 第１５条の４ （略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の４の２ （略）

２ ～ ３ （略）

４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同

旧

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第４７条の６ 法第３２１条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

２ 法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第４８条 ～ 第１４５条 （略）

附 則

第１条 ～ 第１５条の４ （略）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の４の２ （略）

２ ～ ３ （略）

４ 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同

新

項の不足額に、これに1 0 0 分の 3 5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 1 5 条の 5 ～ 第 1 6 条 （略）
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 1 6 条の 2 （略）

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに1 0 0 分の 3 5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 1 6 条の 3 ～ 第 2 9 条 （略）

（令和 7 年 1 月 1 日施行分）

第 1 条 ～ 第 3 6 条の 3 （略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 3 6 条の 3 の 2 （略）

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 第 1 項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第 1 項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその

旧

項の不足額に、これに1 0 0 分の 1 0の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 1 5 条の 5 ～ 第 1 6 条 （略）
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第 1 6 条の 2 （略）

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに1 0 0 分の 1 0の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 1 6 条の 3 ～ 第 2 9 条 （略）

第 1 条 ～ 第 3 6 条の 3 （略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第 3 6 条の 3 の 2 （略）

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動

新

異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と読み替えるものとする。

第36条の3の3 ～ 第145条 （略）

旧

を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と読み替えるものとする。

第36条の3の3 ～ 第145条 （略）

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第3条 （略）
第4条 （略）
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
第5条 （略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに <u>係る法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に <u>利用している同号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該 <u>特定教育・保育施設の同号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第3条 （略）
第4条 （略）
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分
第5条 （略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第6条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに <u>係る法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に <u>利用している法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該 <u>特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

新

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 ～ 5 （略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 7 条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 1 9 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第 9 条 ～ 第 1 2 条 （略）
（利用者負担額等の受領）

旧

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 ～ 5 （略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 7 条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

第 9 条 ～ 第 1 2 条 （略）
（利用者負担額等の受領）

新
第 1 3 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 （略） (1) ～ (2) （略） (3) （略） ア （略） (ア) 法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 7, 1 0 1 円 (イ) 法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 7, 7 0 0 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円） イ （略） (ア) 法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) 法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4) ～ (5) （略） 5 ～ 6 （略） 第 1 4 条 （略） （特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 （略） (1) ～ (2) （略） (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）<u>第 2 5 条第 1 項</u>

旧
第 1 3 条 （略） 2 ～ 3 （略） 4 （略） (1) ～ (2) （略） (3) （略） ア （略） (ア) 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7 7, 1 0 1 円 (イ) 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5 7, 7 0 0 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円） イ （略） (ア) 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) 法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4) ～ (5) （略） 5 ～ 6 （略） 第 1 4 条 （略） （特定教育・保育の取扱方針） 第 1 5 条 （略） (1) ～ (2) （略） (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）<u>第 2 5 条</u>の規定

新
の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針 2 （略） 第16条 ～ 第19条 （略） （運営規程） 第20条 （略） (1) ～ (3) （略） (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5) ～ (11) （略） 第21条 ～ 第34条 （略） （特別利用保育の基準） 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により<u>定められた法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教

旧
に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針 2 （略） 第16条 ～ 第19条 （略） （運営規程） 第20条 （略） (1) ～ (3) （略） (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日 (5) ～ (11) （略） 第21条 ～ 第34条 （略） （特別利用保育の基準） 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により<u>定められた法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教

新

育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２ 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定教育・保育施設が第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教

旧

育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第１９条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２ 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定教育・保育施設が第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教

新

育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業

旧

育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当

新
所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 ～ 4 （略） 第40条 ～ 第43条 （略） （特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条 ～ 第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当

旧
該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 （略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 ～ 4 （略） 第40条 ～ 第43条 （略） （特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 第45条 ～ 第50条 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども

新

する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教

旧

に該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給

新

育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」と

旧

付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる

新
あるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第 5 3 条 （略）

旧
額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第 5 3 条 （略）

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
第 1 条 ～ 第 8 条の 2 （略） <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u>
<u>第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u>
<u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き</u> <u>の座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u>
第 9 条 ～ 第 2 5 条 （略） （保育の内容）
第 2 6 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
第 2 7 条 ～ 第 5 0 条 （略）

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 8 条の 2 （略）
第 9 条 ～ 第 2 5 条 （略） （保育の内容）
第 2 6 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
第 2 7 条 ～ 第 5 0 条 （略）

議案第 64 号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(6人以上認可外保育施設に係る基準)

第3条 (略)

2 ～ 6 (略)

7 (略)

(1) ～ (10) (略)

(11) 施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。

(12) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていること。

(13) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

(14) (略)

(15) (略)

(16) 小学校就学前子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行動されているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

主要改正点

- ・子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧对照表

旧	
第1条 ～ 第2条	(略)
(6人以上認可外保育施設に係る基準)	
第3条	(略)
2 ～ 6	(略)
7	(略)
(1) ～ (10)	(略)
(11)	<u>小学校就学前子ども</u> の安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
(12)	(略)
(13)	(略)
(14)	(略)
(15)	(略)
(16)	(略)

新
(20) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録されていること</u>。 (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (25) (略) 第4条 (略) (複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準) 第5条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4号、第5項第1号から第4号まで及び第6号から第11号まで並びに第7項第1号、第4号及び第7号から<u>第25号</u>までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同項第6号中「施設の長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、<u>同項第22号</u>中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。 (その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準) 第6条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、その他認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4

旧
(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録していること</u>。 (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) 第4条 (略) (複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準) 第5条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4号、第5項第1号から第4号まで及び第6号から第11号まで並びに第7項第1号、第4号及び第7号から<u>第22号</u>までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同項第6号中「施設の長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、<u>同項第19号</u>中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。 (その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準) 第6条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 前各項に定めるもののほか、その他認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4

新

号、第5項第1号から第4号まで及び第6号（後段を除く。）から第11号まで（第9号を除く。）並びに第7項第1号、第4号及び第7号から第25号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第22号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同項第25号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

旧

号、第5項第1号から第4号まで及び第6号（後段を除く。）から第11号まで（第9号を除く。）並びに第7項第1号、第4号及び第7号から第22号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第19号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同項第22号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

印刷物番号

5 - 2 2
